

(資料3)

【佐伯市有林管理方針について】

■策定要旨

市有林の現況整理・市有林管理の基本的な考え方を機能類型の設定及びゾーニングを行い、佐伯市有林管理方針を令和4年4月に策定した。詳細は以下のとおり。

<市有林の現況整理>

- ・森林法に基づく保安林及び自然公園法指定状況を整理
- ・佐伯市森林整備計画に定める公益的機能別施業森林を整理
- ・各団地の所在を可視化（位置図の作成・システム（G I S）上での表示）
- ・航空レーザー測量データを活用し、各団地ごと森林資源情報及び林相を整理

<市有林管理の基本的な考え方を策定>

- ・整理した現況等を踏まえ、以下のとおり基本的な考え方を示した。

- 1 佐伯市森林整備計画に定められている「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等を配慮しつつ、適正な森林施業の実施に努めるものとする。
- 2 市有林の管理については、林産物の供給に重点を置くのではなく、森林の持つ多面的機能の維持増進に重きを置き、森林整備を予算の範囲内で実施するものとする。
- 3 今後直営での管理が難しくなっていくことが想定されるため、分収形態への転換と併せ、アウトソーシングの検討を行う。
- 4 森林環境教育や林業研修のフィールドとしての利用など、多くの市民が森林に触れ、学び、体験する活動やイベント利用の推進を図る。
- 5 管理の効率性等の観点から、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、水源涵養タイプの3つに区分して、それぞれの区別機能の発揮に資する施業を森林経営計画に位置付ける。

<機能類型の設定及びゾーニング実施>

- ・保安林及び自然公園法の法指定区域の状況等を勘案し、以下の3つのタイプの機能類型（各機能類型の基本的な考え方及び整備の目標を含む）を設定。各団地を機能類型ごとに分類し、ゾーニングを実施。集計結果は以下のとおり。

○山地災害防止タイプ	4 4 8 h a
○自然維持タイプ	7 1 7 h a
○水源涵養タイプ	1, 9 2 9 h a
合 計	3, 0 9 4 h a

■今後の市有林施業計画

市有林の施業計画は、上記ゾーニングを基に森林の現況等を踏まえ、森林経営計画（森林法第11条）に定め、各年度の予算の範囲内で実施する。今後の主な施業計画は以下のとおりの予定。

（単位：ha）

事業種名	R4	R5	R6	R7	R8	計
造林	2.11	7.00	2.91	5.00	2.75	19.77
下刈り	4.38	4.26	9.11	12.02	17.02	46.79
除間伐	23.88	9.08	15.37	9.75	6.46	64.54
主伐（更新伐）	7.00	2.91	5.00	2.75	4.09	21.75

※現計画期間はH31～R5であるので、R6～の施業計画は、次期経営計画策定時に定める。